

「生活 Can do」等の作成に関するワーキンググループの進め方**○経 緯**

平成22年に国語分科会において「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」（以下、「標準的なカリキュラム案」という。）が取りまとめられた。そして、平成25年に日本語教育小委員会に設置された「論点整理に関するワーキンググループ」が取りまとめた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」において、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の検討材料として論点が11に整理された。この論点4として「カリキュラム案等の活用について」が示されており、令和2年度から「標準的なカリキュラム案」の改定及び「日本語教育の参照枠」に基づいた「生活 Can do」の作成に着手している。

○目 的

「日本語教育の参照枠」を踏まえ、「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行い、言語・文化の相互尊重を前提としながら、自立した言語使用者として生活できるようにするための日本語教育の実践の指針となる教育内容を具現化するものとして「生活 Can do」等の作成を行うとともに、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の在り方について（案）を示す。

○方 法

- ・ 日本語教育小委員会での審議と並行して、小委員会の下にワーキンググループを設置し、審議のための検討及び資料作成を行う。
- ・ 審議における参考として調査研究を実施し、その結果を踏まえた検討を行う。

○検討事項

- (1) 生活上の行為の事例の見直し
- (2) 「生活 Can do」の範囲・レベルの検討
- (3) 「生活 Can do」の作成・検証
- (4) 「生活 Can do」に対応する学習項目の要素について

○想定される成果物

「日本語教育の参照枠」の「生活 Can do」を含む「生活者としての外国人」に対する日本語教育の在り方（報告）について（案）

○開催スケジュール

- 第1回 5月
- 第2回 11月
- 第3回 1月